

第5回石川県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時及び場所

令和3年9月7日(火) 13時30分
石川県庁 11階 1101会議室

2 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 八田 伸一

(2) 議事内容

- ①全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する提案行動結果について
- ②全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会からの照会に対する回答について
- ③その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年8月31日

3 出席委員(8名)

会長	八田 伸一	会長代理	河本 幸治
委員	國盛 孝昭	委員	金田 一義
〃	森 信子	〃	河西 秀晃
〃	島田 明子	〃	加藤 唯央

4 欠席委員 林 紀代美、柳 井 清 治

5 説明員等

県水産課 事務局長 武田次長、田中課長補佐、坂本主任技師
福嶋局長、大内局次長

6 議事の顛末

別紙のとおり

7 結果概要

(1)全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する提案行動結果について
事務局から報告を受けた。(資料-1)

(2)全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会からの照会に対する回答
について
事務局の案を承認した。(資料-2)

(3)その他

特になし

8 閉会の日時

令和3年9月7日 14時00分

第5回石川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末

福 嶋 局 長

定刻となりましたので、ただ今から第5回内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、林委員、柳井委員から欠席の連絡を受けております。

皆様方には、委員会を8月24日に開催する予定でございましたところですが、新型コロナウイルスの事情で、今回の委員会を延期させていただきまして、本日9月7日に開催ということで、大変ご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

また、今後とも、このような場合になることもございますので、ご容赦方、よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたり、八田会長からご挨拶をお願いします。

八 田 会 長

皆様、こんにちは。

前回は、6月22日に開催ということで、アユ釣りが解禁になった直後の会合だったと思います。

今年は、アユの解禁日当初から、県内の各河川では順調にアユが釣れたと思います。

また、今年は嬉しいことに、天然遡上のアユが非常に多かったということで、現在も多いことから、逆にアユが小さいということが言われております。

金沢市も含めて8月のお盆時期には県内は大雨で釣りどころではありませんでした。また、雨は8月の終わりごろまで降って、河川の漁場環境は良くなったと思います。

なお、9月に入りまして水量も落ち着いてようやくアユが釣れるような状況になったと思います。

今年は、特に毛針釣りとか友釣りで15cm内外の小さいアユが各河川で沢山釣れていますので、10月中旬過ぎまで楽しめると思います。

そういう中で、雌の子持ちアユが釣れれば、美味しく食べられると思いますので、そういうことを期待しております。

そういうことで、本日も、よろしく願いいたします。

福 嶋 局 長

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、資料の確認をしたいと思います。

最初に、次第、次に資料-1として「全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する提案行動結果について」、次に資料-2として「全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会からの照会に対する回答について」、次に参考-1として昨年度の「全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提出議題等について」、参考-2「川底の石に付着する藻類について」をお配りしてあります。

以上ですが、お手元にそろってますでしょうか。

それでは、ここ数日はコロナの感染者数は減ってきてはおりますが、引き続いてまん延防止等重点措置の適用中ということもござい

ますので、会議時間も少し短縮していきたいと考えておりますので、事務局からの資料の説明等は簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、終了時間を早めさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

それでは、八田会長、議事の進行をお願いします。

八 田 会 長

それでは、本日の議事録署名人を河西委員と河本委員をお願いします。

[両委員了承]

八 田 会 長

ではさっそく議事に入ります。
最初に、議題1の「全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する提案行動結果について」事務局より説明をお願いします。

大 内 局 次 長

資料-1をご覧ください。1ページは、8月20日付けで全国内水面漁場管理委員会連合会会長（事務局、新潟県）からの提案行動に対する回答の通知です。

2ページ以降は、両面コピーとしておりまして、左側が提案項目で右側に関係省庁からの回答・状況等が記されております。

提案書は、7月5日付けで文部科学省、国土交通省、環境省、農林水産省へ送付して回答をいただき、それをとりまとめたものとなります。

Iの外来魚対策についてからVIIの内水面漁場管理委員会制度の堅持と多岐にわたりますので、関係省庁が今年度より新たに組みこんでいる内容を主体に報告していきます。

報告する部分は、ゴシック体で記載しておりますので、よろしくをお願いします。

なお、2ページから16ページまで順に説明をしますが、12～13ページのV放射性物質による汚染対策についての説明は割愛します。

I 外来魚対策については、今年度からは新たに、移入初期や駆除が進んで生息密度が下がった段階での効果的な対策に資する駆除・管理技術の開発に取り組んでおり、引き続き技術開発と普及を進めていくこと。

また、今年度からは、内水面漁協による外来魚駆除活動を支援する「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであり、このような取組を通じて、外来魚の生息状況や漁業被害をより正確に把握していきたいと考えていること。

さらに、外来魚による食害防止については、今年度からは「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであり、このような取組を通じてより緊急性・必要

性が高い水域に重点的に予算を配分し、内水面漁協関係者が、外来魚駆除・回収活動をより適切かつ効果的に実施できる体制の構築を図っていくとの回答がなされております。

Ⅱ魚病対策のうちアユの冷水病については、令和2年に天然水域で22都道府県、養殖場では15都道府県において発生しており、平成13年から15年頃のピークと比べて低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。また、平成28年度から「水産防疫対策委託事業」においてワクチン開発に必要な知見の収集等を行っており例年どおりの対応となっていること。

なお、本県においても今年7月中旬には浅野川で発生が確認されましたが、現在は水温も上昇して、収束しているとのこと。

今後も各河川で異常がございましたら、県へご連絡をお願いしますとの回答がなされております。

Ⅲ鳥類による食害対策については、例年どおりの対応となっております。

Ⅳ河川湖沼環境の保全及び啓発のうちオオカナダモ、カワシオグサの異常繁殖の防止については、環境省においては、特定外来生物に指定された種を中心に対応を行っているところです。

外来水草については、琵琶湖において、生態系被害を防止する観点から、地元自治体や協議会と連携し平成26年より特定外来生物のオオバナミズキンバイ及びナガエツルノゲイトウの防除事業を実施してきたところです。また、環境研究総合推進費によりオオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発にも取り組んできたところであり、これらの事業の成果について、他地域でも活用できるよう、将来的にはマニュアル等を取りまとめたいと考えているとの回答がなされております。

Ⅴ放射性物質による汚染対策については、説明を割愛します。

Ⅵウナギの資源回復については、昨年12月に施行された改正漁業法において密漁防止のための罰則が大幅に強化され、特定水産動植物については、許可等に基づく採捕を行う場合を除き採捕が禁止され、これに違反した者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされたこと。

シラスウナギについては、今般、特定水産動植物に指定され令和5年12月から罰則が適用されることとなり、この間に関係都府県において現在の特別採捕許可から知事許可漁業に移行されることとなっております。知事許可漁業化に伴う各都府県の対応について関係者との調整等が必要となることから内水面漁場管理委員会としても適切な対応をお願いしますとの回答がなされております。

最後にⅦ内水面漁場管理委員会制度の堅持については、昨年12月に施行された改正漁業法においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重

要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していけるよう、制度が維持されたところです。

また、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいりますとの回答がなされております。

以上で、簡単ではございますが、報告を終わります。

八 田 会 長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

金 田 委 員

資料11ページの9には「アユについては、資源量の増減のメカニズムが解明されていない中、近年、特に日本海側では天然遡上アユの減少が著しい状況が続いている。関係都道府県と連携した調査・研修体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと」と書かれていますが、近年の温暖化の影響等があるのか、全く原因はまだ解らないのですか。

大 内 局 次 長

ご存じのとおり、アユは1年魚でありまして、川で10月中旬頃に産卵・受精したものが、約3週間後に仔魚として海に流下します。

この仔魚は、流下する際の流量や、海に降った後の海水温によって、生き残りが大きく左右されることがわかっております。

この記載の天然遡上アユの減少は、特に山陰で起きております。

その中で、金田委員の言われました温暖化の影響というのは、海水温が高い状態の時期に流下しているために、生き残りが悪いのではないかということで、国の研究機関では「環境収容力推定手法開発事業」によりまして、島根県の協力も得ながら調査しているところです。

詳細につきましては、調査中とのことでわかりませんが、そういうことで調査をしております。

八 田 会 長

よろしいでしょうか。

金 田 委 員

はい。

田 中 課 長 補 佐

参考までに、前回の6月の委員会で他県の天然アユの遡上状況についても内水面水産センターから報告させていただきましたが、今年度に関しては、例年、要望を出されている石川県より西の県でも天然アユの遡上量は比較的多いという報告もありまして、正に、このメカニズムというのは、はっきりわからない部分もあるということです。

金 田 委 員

私も農業をやっていますが、アユにしても自然が相手ですから、なかなか難しいと思います。農業も難しく、本当は稲刈りの準備をしなくてはいけないのですが、雨ばかり降りできない状況です。

そういうことで、自然環境も変わってきているので、お聞きしました。

福 嶋 局 長

私も、志賀事業所の所長を1年程していましたが、そこで、美川で採卵したアユをふ化させるために、海水のある志賀事業所に持ってくるのですが、持ってきた時に、ふ化率が悪かったり、その後の成長が悪かったりということがありました。

その時の塩分濃度とか、入れた時の水の水温とか、いろんな条件が絡んで、ふ化はするけれども大きくならなかつたり、ふ化そのものが悪かったりとか、卵の質そのものが悪かったりということもありましたが、いろんな要因が絡んで上手く育てるのが厳しかったなという記憶がございます。

それが、自然環境の中で、条件が良くなれば増える年もあるのだろうなと感じます。参考までに。

八 田 会 長

今の話で、高知県の方で長崎大学を出られた高橋（勇夫）先生という方がおられますが、その方が書かれたアユの本を読みますと、高知県では川で生まれてふ化した仔魚が河口まで降りると、降りたところの水温が高いと死滅するということが書かれております。

水温が低いと、長生きをすると。例えば、犀川のことを言いますと、仔魚が金石の河口まで降りていって、両岸の砂浜のところを翌年の3月頃までいるということですが、それが川の水温がだんだんと上がって、遡上するようになるわけです。

ですから、海水温の状態が良いと遡上が多いとか、川で産卵したものが約3週間でふ化して流下しますが、その流下する時に濁りがあった場合にも死滅するのではないかと思います。

本では、仔魚にとって、自然環境の影響が一番大きいということが書かれていました。金田委員、そういうことでよろしいでしょうか。

金 田 委 員

はい。わかりました。

八 田 会 長

それでは、他にないようでしたら、次に、議題2の「全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会からの照会に対する回答について」、事務局より説明をお願いします。

大 内 局 次 長

全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会からの照会に対する回答について説明させていただきます。資料は、17～18ページの資料2となります。

なお、19ページの参考1から23ページの参考2までが昨年度の内容となりますが、18ページの資料と関連することから、こちらから先に説明させていただきます。

まず、19ページの参考1は、昨年度、中日本ブロック協議会へ提出した追加提案項目・意見であります。

[追加提案項目、提案理由の朗読]

昨年度の提案につきましては、6月に開催された内水面漁場管理委員会の折に、アユの解禁日の情報に併せて漁場環境についての意見があり、その中で、犀川の上流で見受けられたミズワタクチビルケイソウによって、アユ釣りに支障が出ているとのことでした。

本県としましては、中央省庁の提案項目のうち、Ⅳ河川湖沼環境の保全及び啓発について、外来種であるミズワタクチビルケイソウを加え、内水面漁業への影響については、アユ釣り等という文言を追加提案するという意見を中日本ブロック協議会に提出したところです。

なお、八田会長からは、群馬県では渓流域にも出ており大変な問題になっているとの補足説明もございました。

その後、21ページの資料に記載のとおり、中日本ブロック協議会ではミズワタクチビルケイソウの発生や被害を確認しているのは群馬・静岡・岐阜・石川の4県のみであったことから「アユ釣り等」の文言だけを追加としましたが、全国内水面漁場管理委員会連合会の漁場管理対策検討会の事務局案としては、ミズワタクチビルケイソウを加える際にこの文言を併せて追加の方がより効果的との結論となりました。

これを受けまして、22ページの資料のとおり、漁場管理対策検討会の委員県からは事務局案に対して、賛成5、反対1ということで、中日本ブロックの意見は採用されないこととなりました。

23ページの資料には、オオカナダモ、カワシオグサ、ミズワタクチビルケイソウの概要を記載しております。

下段の太字で記載しましたとおり、少ない流量が継続しますと、付着藻類は珪藻や藍藻の群落からカワシオグサなどの糸状の緑藻の群落に移りまして、石の表面を覆ってアユなどの魚類の餌環境としても良好な状態でなくなります。

それでは、17～18ページの資料2をご覧ください。

今年は犀川においてミズワタクチビルケイソウが確認されなかったことから、17ページの追加提案項目については割愛しまして、18ページに記載のとおり、他府県におけるミズワタクチビルケイソウの状況について、照会事項として提出したいと考えております。

[照会・協議事項、照会・協議理由の朗読]

以上で、全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提出議題についての説明を終わります。

なお、今年度の幹事県は、和歌山県となっております。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

八 田 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

[質問等なし]

八 田 会 長

なければ、中日本ブロック協議会へ「照会・協議事項等」として、案のとおり提出したいと思います。

[異議なし]

八 田 会 長 | それでは、次に「その他」ですが、委員の皆様から何かございませんか。

[質問等なし]

八 田 会 長 | なければ、事務局からお願いします。

大 内 局 次 長 | 次回の委員会について案内させていただきます。
今回は、10月26日(火)の13時30分から県庁11階の1101会議室で開催いたします。
議題は、4月の委員会の折に開催計画で示しましたとおり、水産課より「第15次内水面漁業権切替のスケジュールについて」説明をすることとしております。

なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。
よろしく願いいたします。

八 田 会 長 | 皆様よろしいでしょうか。

[全員了承]

八 田 会 長 | それでは、以上で本日の委員会を終了します。
ご苦労さまでした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____